

○山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則

平成21年6月19日

規則第17号

改正 平成23年3月29日規則第9号

平成24年12月19日規則第27号

平成26年3月27日規則第12号

令和4年2月15日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、山鹿市医師修学資金貸与条例（平成21年山鹿市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者は、山鹿市医師修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 履歴書
- (3) 住民票の写し
- (4) 大学の医学部において医学を専攻する者又は当該学部に入學する手続きを終えた者であることを証する書類
- (5) 生計を一にする世帯全員の所得証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(貸与を受ける者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、修学資金の貸与の可否について選考の上決定し、その結果を当該申請を行った者に通知するものとする。

(選考委員会)

第5条 前条の修学資金の貸与の可否についての選考に係る調査及び審議を行うため、山鹿市医師修学資金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、市民医療センター院長をもって充てる。
- 4 委員は、福祉部長並びに市民医療センターの看護部長及び事務部長をもって充てる。
- 5 選考委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、申請を行った者を選考委員会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 8 選考委員会の結果については、直ちに市長に報告するものとする。
- 9 選考委員会の庶務は、市民医療センターにおいて処理する。

(平23規則9・平24規則27・平26規則12・一部改正)

(修学資金の種類等)

第6条 条例第3条第1項の規則で定める修学資金の種類は、授業料相当額、入学金相当額及び生活費相当額とする。

2 条例第3条第1項の規則で定める修学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 授業料相当額 大学において授業料として定められた額。ただし、年間150万円を限度とする。

(2) 入学金相当額 大学において入学金として定められた額。ただし、条例第2条の規定により市長が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する年に大学に入学した者を対象とし、100万円を限度とする。

(3) 生活費相当額 月額75,000円

3 条例第3条第1項の規則で定める修学資金の貸与の対象期間は、条例第2条の規定により市長が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月（当該月の属する年度の4月から大学に在学している場合にあつては、授業料相当額に限り当該年度の4月）から大学医学部を卒業する日の属する月までとし、6年（傷病その他やむを得ない事由により大学に在学する期間が6年を超えるに至ったと市長が認めるときにあつては、7年）を限度とする。

4 前項の期間には、条例第6条第2項の規定により修学資金の貸与を行わない期間を含まないものとする。

5 授業料相当額及び入学金相当額は、市長が別に定める時期に貸与するものとし、生活費相当額は、原則として毎月貸与するものとする。

（平24規則27・一部改正）

（借用証書の提出）

第7条 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものは、市長が定める日までに、山鹿市医師修学資金借用証書（様式第3号）に保証人（条例第5条第1項の保証人をいう。以下同じ。）の印鑑登録証明書及び収入に関する証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（保証人）

第8条 保証人は、独立の生計を営む者であつて、修学資金の返還及び利息の支払の責任を負うために必要な資力を有するものでなければならない。

2 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものが未成年者であるときは、保証人のうち1人はその者の法定代理人としなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとする者は、保証人変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（期間の算定）

第9条 条例第7条第1項第1号に規定する従事期間について、月の途中で医師の業務に従事し、又は従事しなくなった場合は、当該従事した期間については、それぞれ当該月の初日から従事し、又は当該月の末日をもって従事しなくなったものとみなして算定する。

（返還債務の免除の申請等）

第10条 条例第7条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、山鹿市医師修学資金返還債務免除申請書(様式第5号)に同条に規定する事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、返還債務の免除の適否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の申出等)

第11条 被貸与者は、条例第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに山鹿市医師修学資金返還申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項ただし書の規定により修学資金の分割返還を申請しようとする被貸与者は、修学資金分割返還申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の分割返還は、条例第8条第1項各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還を行うことを妨げない。

4 市長は、第2項の申請書を受理したときは、審査の上修学資金の返還方法を変更することの可否を決定し、その結果を被貸与者に通知するものとする。

5 市長と貸与契約を締結した者(以下「契約締結者」という。)は、条例第6条第2項の規定により市長が修学資金の貸与を行わないこととなった場合において、当該貸与を行わない期間に係る修学資金を既に受領しているときは、当該修学資金を市長が定める日までに一括して返還しなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第12条 条例第9条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、山鹿市医師修学資金返還猶予申請書(様式第8号)に同条に規定する事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、返還債務の履行の猶予の適否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(届出等)

第13条 契約締結者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨をそれぞれ当該各号に定める様式により、必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 本人又は保証人の氏名又は住所に変更があったとき 氏名(住所)変更届(様式第9号)

(2) 休学したとき、復学したとき又は停学の処分を受けたとき 休学(復学・停学)届(様式第10号)

(3) 卒業したとき又は退学したとき 卒業(退学)届(様式第11号)

(4) 医師の免許を取得したとき 免許取得届(様式第12号)

2 保証人は、契約締結者が死亡したときは、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

3 被貸与者は、毎年度(大学に入学した日の属する年度を除く。)市長が定める日までに大学の長等が発行する成績証明書その他の単位の取得を証する書面を市長に提出しなければならない。

(辞退の申出)

第14条 契約締結者は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、辞退しようとする日の30日前までに山鹿市医師修学資金貸与辞退申出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月19日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、施行日前に修学資金の貸与を受ける契約を締結した者に係る当該修学資金の貸与の対象期間についても適用する。

附 則（平成26年3月27日規則第12号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

山鹿市医師修学資金貸与申請書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申請者(本人)氏名

法定代理人 氏名

山鹿市医師修学資金の貸与を受けたいので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな	
氏名	
生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
現住所及び 電話番号	〒 () —
帰省先住所及び 電話番号	〒 () —

注意 申請者が未成年の場合は、法定代理人も記名してください。

添付書類

- 1 誓約書(様式第2号)
- 2 履歴書
- 3 住民票の写し
- 4 大学の医学部において医学を履修する課程に在学する者又は当該課程に入学する手続きを終えた者であることを証する書類
- 5 生計を一にする世帯全員の所得証明書
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申請者(本人)住所
氏名

印

法定代理人 住所
氏名

印

私は、山鹿市医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けることになったときは、同条例及び山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、山鹿市民医療センターにおいて定められた期間、医師としての業務に従事することを誓約します。

注意 申請者が未成年の場合は、法定代理人も記名押印してください。

様式第3号(第7条関係)

収入印紙
貼付欄

(表)
山鹿市医師修学資金借用証書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

本人 住所
氏名

印

山鹿市医師修学資金貸与条例及び山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則の規定に基づき、修学資金を次のとおり借用します。

借用金額	円	
内 訳		
入学料相当額	金額	円
授業料相当額	年額	円
	期間	年 月から 年 月まで
	年数	年
	金額	円
生活費相当額	期間	年 月から 年 月まで
	月数	月
	金額	円

(裏)

(あて先)山鹿市長

山鹿市医師修学資金貸与条例及び山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則の規定に従い、貸与を受ける本人と連帯して修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。

ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
氏 名	Ⓜ		
現住所及び 電話番号	〒 () —	本人との 関係	
職 業		年収	税込 円
参考事項			
ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
氏 名	Ⓜ		
現住所及び 電話番号	〒 () —	本人との 関係	
職 業		年収	税込 円
参考事項			

注意 保証人の印は、印鑑登録したものを押印してください。

添付書類

- 1 保証人の印鑑登録証明書
- 2 保証人の収入に関する証明書

様式第4号(第8条関係)

保証人変更承認申請書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申請者(本人)住所
氏名

㊟

次のとおり保証人を変更したいので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第8条第3項の規定により申請します。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して山鹿市医師修学資金貸与条例に基づく修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。

新保証人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
	氏 名	㊟		(満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		申請者との 関係	
	職 業		年収	税込	円
	参考事項				
旧保証人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
	氏 名	㊟		(満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		申請者との 関係	
変更の事由					
変更年月日		年 月 日			

様式第5号(第10条関係)

山鹿市医師修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申請者 住所
氏名



山鹿市医師修学資金貸与条例第7条の規定により修学資金の返還及び利息の全部(一部)の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与を受けた総額	金 円
返還未済の返還債務の額	金 円
免除を受けようとする額	金 円
山鹿市民医療センターにおいて勤務した期間	年 月から 年 月 日まで
医籍登録番号及び年月日	(号) 年 月 日登録
休職又は停職の有無及び期間	1 有(年 月 日から 年 月 日) 2 無
業務による死亡又は業務に起因する退職の年月日	年 月 日(死亡・退職)
免除の申請をする理由	

注意 1 様式中不要の文字は、抹消してください。

2 業務による死亡又は業務に起因する退職の年月日欄は、条例第7条第2項の規定による申請の場合は業務によらない死亡又は業務に起因しない退職の日付を記載してください。

3 免除の申請をする理由欄は、条例第7条第3項の規定による申請の場合に記載してください。

添付書類 条例第7条第1項第2号、同条第2項及び同条第3項の規定による申請の場合は、これらに該当することを証する書類

様式第6号(第11条関係)

山鹿市医師修学資金返還申出書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申出者 住所
氏名

山鹿市医師修学資金貸与条例第8条第1項の規定により修学資金の返還及び利息の支払を行いますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与を受けた総額	金 円
返還債務の額	金 円
返還免除となった額	金 円
返還及び支払の総額	金 円
返 還 理 由	

様式第7号(第11条関係)

修学資金分割返還申請書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申請者 住所
氏名



次のとおり修学資金の分割返還をしたいので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第11条第2項の規定により申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与を受けた総額	金 円
返還債務の額	金 円
1回ごとに納付する額	金 円
分割返還を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
納付予定日	毎月 日
分割返還を希望する理由	

添付書類 分割返還を希望する理由を証する書類

様式第8号(第12条関係)

山鹿市医師修学資金返還猶予申請書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申請者 住所
氏名



山鹿市医師修学資金貸与条例第9条の規定により修学資金の返還及び利息の支払の全部(一部)の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与を受けた総額	金 円
返還債務の額	金 円
返還債務の額のうち猶予を受けようとする額	金 円
猶予を受けようとする期間	
猶予を受けようとする事由	

注意 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 山鹿市医師修学資金貸与条例第9条に規定する事由を証する書類

様式第9号(第13条関係)

氏名(住所)変更届

年 月 日

(あて先)山鹿市長

本人氏名

次のとおり氏名(住所)を変更したので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により届け出ます。

氏名	本人	新	
		旧	
	保証人	新	
		旧	
住所	本人	新	〒 電話
		旧	
	保証人	新	〒 電話
		旧	
変更理由			
変更年月日			

注意 様式中不要の文字は、抹消してください。

様式第10号(第13条関係)

休学(復学・停学)届

年 月 日

(あて先)山鹿市長

被貸与者 住所
氏名

次のとおり休学した(復学した・停学処分を受けた)ので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により届け出ます。

休学(停学)期間	年 月 日から 年 月 日まで
復学年月日	年 月 日
理 由	

注意 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 復学した場合にあっては、当該復学許可に係る通知書の写し

様式第11号(第13条関係)

卒業(退学)届

年 月 日

(あて先)山鹿市長

住所
氏名

次のとおり卒業(退学)したので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

卒業(退学) 年 月 日	年 月 日
退学理由	

注意 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 卒業した場合にあつては、卒業証明書

様式第12号(第13条関係)

免許取得届

年 月 日

(あて先)山鹿市長

住所
氏名

次のとおり医師免許を取得したので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により届け出ます。

医 籍 登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
修学資金貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類 医師免許証の写し

様式第13号(第14条関係)

山鹿市医師修学資金貸与辞退申出書

年 月 日

(あて先)山鹿市長

申出者 住所
氏名



山鹿市医師修学資金の貸与を辞退したいので、山鹿市医師修学資金貸与条例施行規則第14条の規定により、次のとおり申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を辞退する月	年 月分から
辞 退 の 理 由	